

令和 4 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和 5 年 2 月 7 日 (火)  
午後 2 時 00 分～

場 所 大阪府中央区馬場町 2-24  
KKR ホテル大阪 3 階 「銀河」



# 令和4年度第2回 大阪府都市計画審議会

## 議案書目次

議案番号	案件名	ページ
473	大阪都市計画都市再生特別地区の変更(大阪市)	1
474	南部大阪都市計画区域区分の変更(和泉市)	4
475	南部大阪都市計画臨港地区の変更(泉大津市)	7
476	南部大阪都市計画臨港地区の変更(岸和田市)	10
477	東部大阪都市計画道路の変更(門真市)	13
478	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)	16
479	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(八尾市)	19
480	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(八尾市)	22



議 第 473 号  
計 調 第 1316 号  
令和5年1月24日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

大阪都市計画都市再生特別地区の変更について(付議)

標記について、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約第4条第2項において準用する同規約第3条第6項の規定に基づき、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

大阪都市計画都市再生特別地区の変更（大阪府決定）

都市計画都市再生特別地区に平野町四丁目地区を次のように追加する。

種類	面積	建築物 その他の工 作物の誘導 すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度 (注1)	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの 最高限度	備考
都市再生特別地区 (平野町四丁目地区)	約 1.3ha	—	120/10	80/10	8/10	2,000 m <sup>2</sup>	高層部 150m 中層部 45m 低層部 2.5m	建築物等の敷地 として併せて利 用すべき区域 (重複利用区 域)及び区域内 における建築物 等の建築又は建 設の限界は、計 画図表示のと おり。 (注3) (注5)

注1) ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。

注3) エネルギーの面的利用に資する熱及び電気を供給するための施設をあわせて整備する。

注5) 建築物の高さは基準面(大阪湾最低潮位面からの高さ 3.2mにおける水平面をいう。)からの高さによる。

「位置、区域、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度の区分は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、公共用歩廊及び道路の上空に設けられる渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

## 理 由

都市再生緊急整備地域として定められている御堂筋周辺地域において、大阪、関西のみならず国土の発展、成長をけん引する国際競争力を備えた拠点を形成するとしている地域整備方針の実現に向け、歴史的建築物を保存・活用しながら、上質なにぎわい機能の導入や、ゆとりのある快適な歩行者空間を形成し、新たなにぎわい拠点を創出するとともに、イノベーション拠点の形成、業務機能の高度化、エネルギーの面的利用等を図ることにより、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、本案のとおり都市再生特別地区を変更しようとするものである。





議 第 474 号  
計 調 第 1305 号  
令和5年1月24日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用  
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議  
します。

## 南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

## 1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

## 2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年次)	令和7年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,357.8千人	2,226.4千人
市街化区域内人口		2,202.4千人	2,071.8千人
配分する人口		—	2,062.1千人
保留する人口		—	9.7千人
特定保留		—	—
一般保留		—	9.7千人

## 理 由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている観音寺地区について、地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。



議 第 475 号  
計 調 第 1288 号  
令和5年1月24日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画臨港地区の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画〔泉大津市〕臨港地区の変更（大阪府決定）

都市計画堺泉北港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
堺泉北港臨港地区	約 1,768 ha	商港区 約 340 ha 工業港区 約 1,279 ha 修景厚生港区 約 58 ha 無分区 約 91 ha  ※「大阪府臨港地区内の分区における 構築物の規制に関する条例」 （平成13年3月30日大阪府条例第10号）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理 由

堺泉北港汐見沖地区において、埋立が一部完了したことから、港湾機能の確保と、港湾の円滑な管理運営を行うため、本案のとおり臨港地区を変更しようとするものである。





議 第 476 号  
計 調 第 1289 号  
令和5年1月24日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画臨港地区の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画〔岸和田市〕臨港地区の変更（大阪府決定）

都市計画阪南港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
阪南港臨港地区	約 189 ha	商港区 約 99 ha 工業港区 約 73 ha 修景厚生港区 約 13 ha 無分区 約 5.3 ha  ※「大阪府臨港地区内の分区における 構築物の規制に関する条例」 （平成13年3月30日大阪府条例第10号）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理 由

阪南港岸之浦地区において、埋立が一部完了したことから、港湾機能の確保と、港湾の円滑な管理運営を行うため、本案のとおり臨港地区を変更しようとするものである。



議 第 477 号  
計 調 第 1180 号  
令和5年1月24日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・4・223-17号古川橋駅前線及び古川橋駅前北交通広場を廃止する。

## 理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・4・223-17号古川橋駅前線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・223-17号古川橋駅前線及び古川橋前北交通広場を廃止するものである。





議 第 478 号  
都 査 第 469 号  
令和 4 年 12 月 28 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁  
枚方市長 伏見 隆

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）について（付議）

標記について、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次の  
ように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	枚方市中宮大池三丁目 1552 外	3,411.1 m <sup>2</sup>

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

## 理 由

廃プラスチック類の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、廃プラスチック類の破碎施設を増設するため、建築基準法第51条ただし書の規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（枚方市）において本案のとおり許可しようとするものである。



議 第 479 号  
建 審 第 1923 号  
令和 5 年 1 月 5 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁  
八尾市長 山本 桂右

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八尾市）について(付議)

標記について、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八尾市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	八尾市老原九丁目 53 番	3,524.25 m <sup>2</sup>

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

## 理 由

建築基準法第 51 条ただし書の規定により、産業廃棄物の破碎処理施設の機能向上にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（八尾市）において本案のとおり許可するものである。





議 第 480 号  
建 審 第 1926 号  
令和 5 年 1 月 5 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁  
八尾市長 山本 桂右

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八尾市）について(付議)

標記について、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八尾市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	八尾市山賀町一丁目 27 番 1、34 番	4,389.24 m <sup>2</sup>

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

## 理 由

建築基準法第 51 条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（八尾市）において本案のとおり許可するものである。

